

事務連絡  
令和2年6月18日

各務原市内介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第12報）（第13報）」の取扱いについて（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

先日、令和2年6月10日付け介護保険課長事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」にて示された、通所系サービス及び短期入所生活系サービスの請求単位数を増やすことが可能という特例（以下「本取扱い」という。）について、その取扱いを通知したところであります。

この度、介護保険最新情報 Vol.847「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（以下「第13報」という。）の問3にて、先の通知内容と矛盾する見解が示され、またこれに伴い本市が根拠としていた岐阜県健康福祉部高齢福祉課の解釈も変更されましたので、**あらためて本取扱いについての各務原市における見解を通知します。**

なお本通知の発出をもって令和2年6月10日付け介護保険課長事務連絡は廃止します。

記

## 1 本取扱いの適用期間

### 【前回通知】

令和2年6月1日以降で、利用者の同意を得た日から適用が可能です。  
また適用終了時期は未定です。



上記文章を今回の通知により下記文章に改めます



### 【今回通知】

給付費請求前に利用者の同意が得られれば、給付対象月の初回から適用が可能です。  
ただし対象となるのは令和2年6月1日以降の利用に限ります。  
また現時点において適用終了時期は未定です。

※ 岐阜県健康福祉部高齢福祉課発出文書（参考資料①を参照のこと）においては、「利用者の家族が説明を求め、かつ当月中に家族と面談する予定が既に存在する場合等の、初回提供以前に同意を得ないことが家族との接触機会の減に寄与する場合であって」と初回から算定可能な事例を限定していますが、本市においては **第13報の問3①** の見解に準じて限定しない取扱いとします。

## 2 利用者からの同意の取り方

事前に利用者に自己負担額が上がる理由及び金額を丁寧に説明し、同意書または修正後のケアプラン等同意したことがわかる文書を残してください。

この際本人または代理人の署名捺印と同意した日がわかるようにしてください。

(以下文章追加)

なお 第13報の問3② においては署名押印を残さない同意も可能としておりますが、後々のトラブルの原因となることが想像に難くないため、原則、同意したことがわかる署名捺印を残してください。

どうしても署名捺印を残さない同意をおこなう必要がある場合は、事前に市の了解を得てください。

## 3 区分支給限度基準額との兼ね合い (変更なし)

区分支給限度基準額の変更はありません。

区分支給限度基準額を超過した分は利用者の自己負担になりますのでご注意ください。

## 4 介護支援専門員との連携

今回の措置は介護支援専門員との連携が不可欠です。本取扱いの実施内容や利用者の同意書を取得した旨などを確実に情報共有してください。

事務が大変煩雑になりますがご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

(以下文章追加)

なお、第13報の問3③ において、本取扱いを適用する事業所と居宅介護支援事業所どちらが同意を取得しても良い旨の記述がありますが、基本的には本取扱いを適用する事業所が利用者に自己負担額が上がる理由及び金額を丁寧に説明し、利用者の同意を得てください。

## 注意事項

本市以外における取扱いは管轄する自治体にご確認ください。

## 根拠文書

- ① 厚生労働省事務連絡 介護保険最新情報 Vol.847 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第13報)」
- ② 厚生労働省事務連絡 介護保険最新情報 Vol.842 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第12報)」

## 参考資料

- ① 岐阜県健康福祉部高齢福祉課発出文書 「令和2年6月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第12報)」 (介護保険最新情報 Vol.842 における 岐阜県の取扱いについて) 令和2年6月16日時点

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| お問い合わせ先 | 各務原市 健康福祉部<br>介護保険課 施設指導係（担当：大丸）     |
| 電話番号    | 058-383-2067（直通）                     |
| FAX     | 058-383-6365（市代表）                    |
| Eメール    | kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（課代表） |